

令和3年3月31日

第74期司法修習生 各位

司法研修所事務局長 一場 康宏

・災害時におけるクラス担当教官への安否連絡等について

(事務連絡)

修習期間中、災害が発生した場合については、以下の事項に留意してください。

1 災害時におけるクラス担当教官への連絡等について

大規模地震発生時等には、別紙のとおり被災状況を Microsoft Teams 上の [REDACTED]

[REDACTED] を用いてクラス担当教官に連絡してください。

また、この事務連絡の内容をまとめた「安否連絡カード」を配布しますから、常時携帯してください。なお、同カードの連絡方法に「メールで連絡する。」と記載がありますが、「Microsoft Teams 上の [REDACTED] で連絡する。」という方法に変更しますので、この事務連絡を受け取ったら、直ちに各自で必ずカードの該当部分を書き替えてください。

おって、Microsoft Teams に障害が生じるなど [REDACTED] が利用できない場合は、メールで連絡することになるため、いつでもこの連絡ができるよう、必ず自らのクラス担当教官（民事裁判、刑事裁判及び検察）のメールアドレスを確認し、携帯電話等に登録しておいてください。

2 災害時の登庁等について

導入及び集合修習並びに各実務修習中において、地震、台風、大雨、大雪等の災害が発生し、交通機関の途絶等により修習先への登庁等が困難となった場合は、無理をして登庁等をする必要はありません。各自、災害情報や気象情報等を把握し、身の安全を十分に確保して行動してください。

なお、交通機関の途絶等により登庁等ができない場合、電話により修習先の司法修習事務担当者にその旨を連絡するのが原則ですが、上記1の大規模地震発生時のほか、司法研修所又は配属庁会からそれと異なる指示がある場合には、その指示に従ってください。

(別紙)

災害時におけるクラス担当教官への安否連絡等について

導入修習中及び集合修習中の夜間・休日並びに実務修習中において災害が発生した場合には、下記のとおりクラス担当教官に連絡してください。

記

(大規模地震の場合)

1 司法修習生は、大規模地震（※）が発生した場合には、自分の被災状況についての情報及び他の司法修習生の被災状況に関して知っている情報を連絡する。

※ 大規模地震とは、導入修習中は修習を受けている地域に関わらず国内、分野別実務修習中は司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内（東京にあっては23区、立川支部にあっては立川市）、集合修習中は和光市又は埼玉県南部における震度が報道発表で**6弱以上の地震**をいう。

(その他の災害の場合)

2 司法修習生は、その他の災害時において、自分が身体等に被害を受けた場合及び他の司法修習生が身体等に被害を受けたことを知った場合には、その被害状況を連絡する。

(連絡方法)

3 司法修習生は、各クラスの民事裁判教官に上記の連絡を Microsoft Teams 上の [REDACTED] を用いて行う。

なお、[REDACTED] が利用できない場合は、民事裁判教官に対し上記の連絡をメールで行う。

おって、民事裁判教官に連絡が付かない場合には、刑事裁判教官に、民事裁判教官、刑事裁判教官ともに連絡が付かない場合には、検察教官に連絡する。

(連絡事項)

4 司法修習生は、次の①から⑤のとおり連絡する。

①～③は、落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡する。

①組・番号・氏名

②本人の安否（メール用符号 無事○ 負傷×）

③登庁の可否（メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×）

④、⑤は、具体的に判明した段階で連絡する。

④自宅の状況、家族の安否

⑤他の司法修習生の被災状況

5 司法修習生は、実務修習中に上記1または上記2が発生した場合には、上記3の連絡方法により、上記4の事項を連絡するほか、実務修習地の裁判所が、災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

【災害発生時安否連絡フロー】



(1) 安全確保、避難等

(2) 災害情報の確認

災害発生の場所、修習地の震度等※

※ 地震の場合、導入修習中は修習地に関わらず国内、分野別実務修習中は修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内（東京は23区、立川支部にあっては立川市）、集合修習中は和光市又は埼玉県南部における震度が報道発表で6弱以上の地震の場合に下記報告が必要です。

(3) 怪我の有無や登庁の可否を確認

【初期連絡】

チームズ上の「[REDACTED]」で
『初期連絡』を選択

組、番号、氏名、修習地、本人の安否、登庁の可否を連絡

(4) 詳細な被災状況（住居や家族等の安否）の確認

(5) 他の修習生の被災状況の確認

【追加連絡】

チームズ上の「[REDACTED]」で
『追加連絡』を選択

上記(4), (5)を連絡

- ・追加連絡は必ずしも必要ではありません。
- ・(4), (5)は初期連絡の時点で判明していればまとめて報告すること。
- ・接続不良等でチームズが利用できない場合は、上記各連絡をメールによって行うこと。メールの送信先は民事裁判教官（民事裁判教官に連絡が付かない場合は②刑事裁判教官、③検察教官の順位とする。）とする。